

別府市告示第 301 号

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2の規定により、次の者の書類を公示送達します。

なお、上記の書類は大分県別府市長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和8年6月1日

大分県別府市長 長野 恭紘



氏 名	書 類			
	賦課年度	課税年度	税目	種類
グエン タン ファット	令和7年度	令和7年度	国民健康保険税	別府市過誤納金還付通知書
キム ソンヒョク	令和7年度	令和7年度	国民健康保険税	別府市過誤納金還付通知書
ジヨバン ン チェン ハン	令和7年度	令和7年度	国民健康保険税	別府市過誤納金還付通知書
オ ヒョンテク	令和7年度	令和7年度	国民健康保険税	別府市過誤納金還付通知書
本原 泉	令和7年度	令和7年度	国民健康保険税	別府市過誤納金還付通知書
キム ミンソン	令和7年度	令和7年度	国民健康保険税	別府市過誤納金還付通知書
リム ジェウォン	令和7年度	令和7年度	国民健康保険税	別府市過誤納金還付通知書

備考 この掲示をはじめた日から起算して7日を経過したとき、別紙の書類の送達があったものとみなされます。